

1. 建築物

[2] 廊下等(その他これに類するもの)

整備の基本的考え方

玄関ホール、ロビー、廊下その他これらに類する施設は、建築物内の移動のための通路として、主に車いす使用者、さらに視覚障害者の利便を踏まえ、車いすと歩行者が余裕をもってすれ違い、車いすが転回できる空間の整備が必要である。

整備基準

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、階段の項に定める構造に準じたものとする。
- (3) 直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から不特定又は多数の者が利用する室（宿泊施設の客室については、[11]客室の項の基準に適合する客室に限る。）の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、[4]昇降機の項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
 - イ 幅は、内法を120cm以上とすること。
 - ロ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。
 - ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - ニ 建築物の出入口並びに、エレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等(学校等及び共同住宅等の廊下等を除く。)には、視覚障害者を誘導するための「誘導用床材」(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

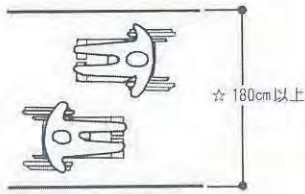
ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

さらに望ましい基準

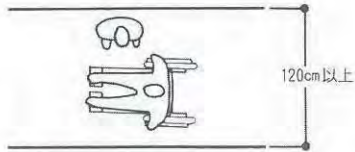
- ・ 幅は、内法を180cm以上とすること。
- ・ 壁面には、原則として突起物を設けないこと。やむを得ず突起物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

参考解説図

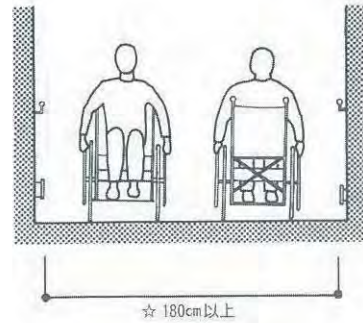
■廊下の幅



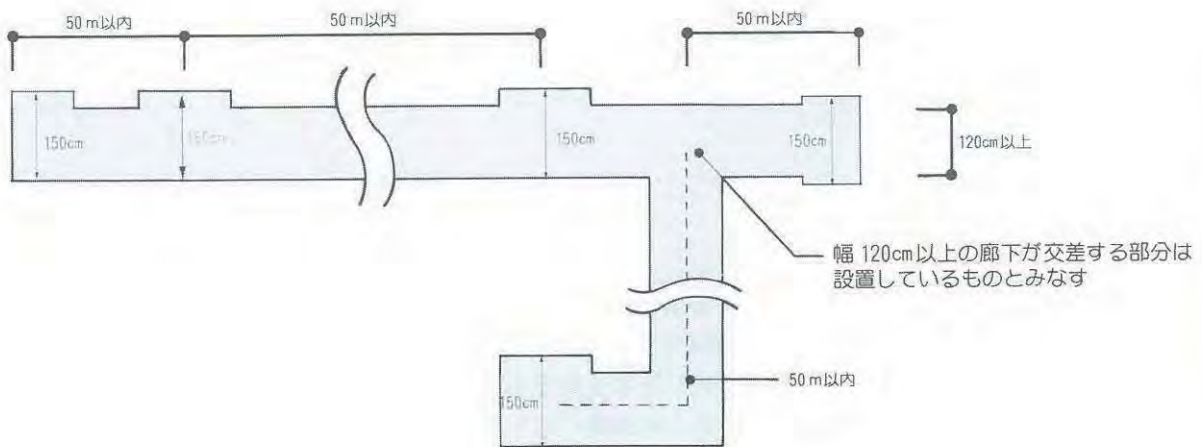
車いす使用者同士が
すれ違える。



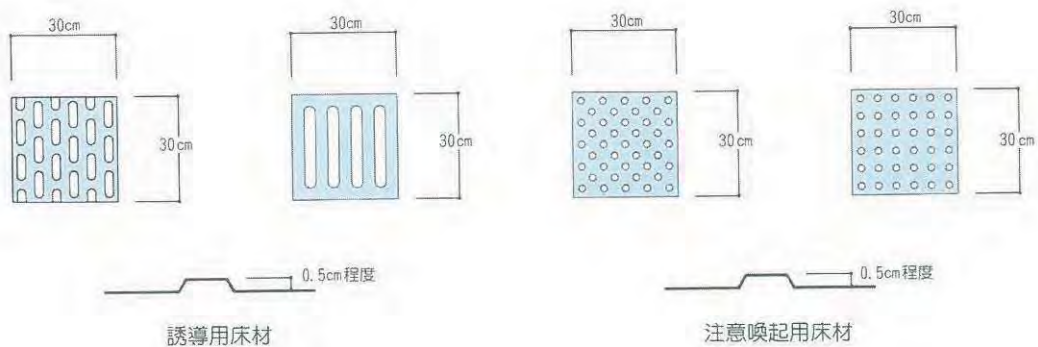
車いす使用者が通行しやすい。
車いす使用者と横向きの人がすれ
違える。



■車いすの転回スペース



■誘導用・注意喚起用床材の形状例



整備基準

- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
- イ 幅は、内法を120cm(段を併設する場合には、90cm)以上とすること。
 - ロ こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16cm以下の場合には、8分の1)を超えないこと。
 - ハ 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。
 - ニ 傾斜路には、手すりを設けること。
 - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
 - ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための「注意喚起用床材」(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。)を敷設すること。

さらに望ましい基準

- ・ 幅は、内法を150cm(段を設ける場合には、120cm)とすること。
- ・ こう配は、12分の1を超えないこと。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏巾150cm以上の踊場を設けること。
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。

○解説

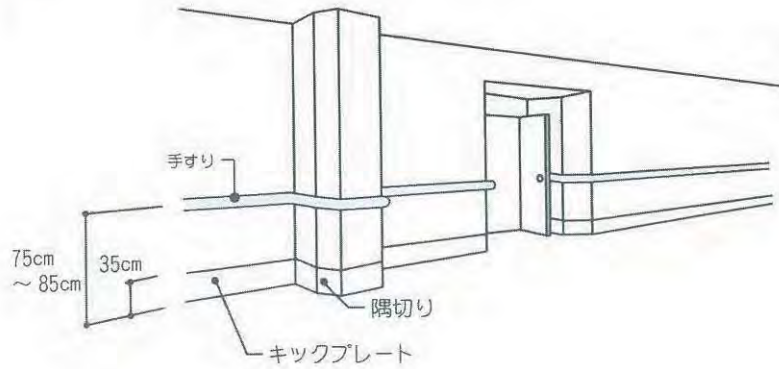
- ※昇降路：エレベーター等の移動空間部分のこと。
- ※車いすの転回に支障のないもの：車いすが回転できる幅は直径150cm。(第4章 その他の関連資料参照)
- ※車いす使用者用特殊構造昇降機：階段脇等に取り付けるリフト形式の装置。(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの)
- ※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの出入口。
- ※誘導用床材：参考解説図参照。
- ※音声により視覚障害者を誘導する装置：磁気や赤外線等を利用して障害者の持つ器具を感知するものなど。
- ※注意喚起用床材：参考解説図参照。

○配慮事項

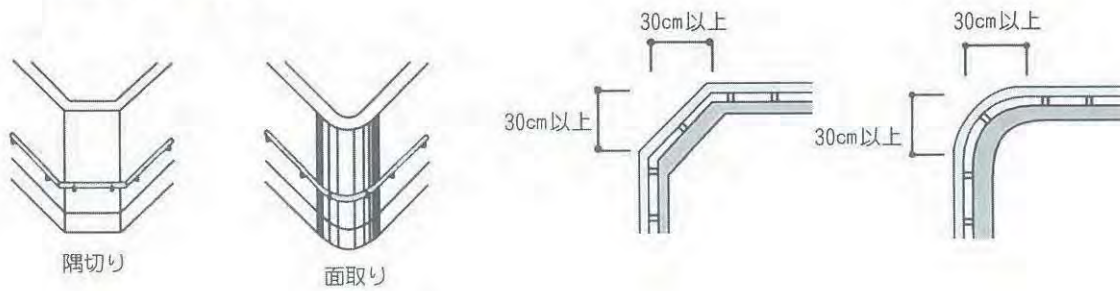
- ・ 床仕上げには転倒しても衝撃の少ない材料を使用し、素材によって床に段差が生じないように配慮することが必要である。
- ・ 壁面には高さ35cm程度の車いす当たり(キックプレート)を設けること。
- ・ 柱や曲がり角部分は面取り又は隅切り(30cm以上)を設けること。
- ・ エレベーター前、階段に通ずる箇所、ドア、便所、廊下の要所には視覚障害者を誘導する設備(注意喚起用床材、点字プレート、音声装置など)を設けること。
- ・ 壁に接していない傾斜路では、端部に5cm以上の立ち上がりを設けること。

参考解説図

■壁面の整備



■廊下角の構造



■傾斜路の構造

